

附属書 IV

注釈

1 この附属書の各締約国の表は、国有企業又は指定独占企業による適合しない活動について、第十七・九条（締約国別の附属書）1の規定に従って記載するものであり、次に掲げる各条に定める義務の一部又は全部は、これらの活動については、適用しない。

(a) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）

(b) 第十七・六条（非商業的な援助）

2 各表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、国有企業又は指定独占企業による適合しない活動について、第十七・九条（締約国別の附属書）1の規定に従い、3に定めるところにより適用しないものを特定する。

(b) 事業体。「事業体」には、国有企業又は指定独占企業であつて、当該留保事項が対象とする適合しな

い活動を行うものを明示する。

(c) 適合しない活動の範囲。「適合しない活動の範囲」には、国有企業又は指定独占企業による適合しない活動であつて、当該留保事項が対象とするものの範囲の概要について定める。

(d) 措置。「措置」には、国有企業又は指定独占企業による適合しない活動であつて、当該留保事項が対象とするものについて、その根拠となる法令その他の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の「関連する義務」の事項において特定するこの協定の各条の規定は、第十七・九条（締約国別の附属書）1の規定に従い、国有企業又は指定独占企業（当該留保事項の「事業体」の事項に明示されるもの）による適合しない活動（当該留保事項の「適合しない活動の範囲」の事項に明示されるもの）については、適用しない。

（この附属書中他の締約国の表は省略。我が国は、表を作成していない。）